

令和6年4月1日付け 人事異動の概要について

I 今回の人事異動の方針

本市では、社会状況の複雑な変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、本年4月からスタートする「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を目指すべき都市像とした「第7次高松市総合計画」に基づく、新たなまちづくりを実現していくため、戦略的自治体運営の観点から効率的・効果的な組織体制の整備を進めることとしており、令和6年度においても、組織の機能性と実効性を高める中で、喫緊の行政課題に重点を置いた異動としている。

また、各職場の業務量や業務内容に応じて、効果的かつ適正に人員を配置するほか、「コンプライアンス推進施策」に掲げる「人事異動の基本サイクル（原則4年）」をできる限り反映した異動を行うとともに、所属と職員とのマッチングや、管理部門と現場部門との交流など、仕事に対する意欲が醸成され、より一層、職員の適性や能力がいかされるよう、適材適所の観点から異動を行うこととしている。

人事異動の主なポイント

1 組織機構の見直し等

本年4月からスタートする「第7次高松市総合計画」における、本市が目指すべき都市像「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を実現していくため、戦略的自治体運営の観点から効率的・効果的な組織体制の見直しを実施する。

2 女性管理職員の登用

適材適所の人員配置を行うとともに、女性管理職員の登用に努めた。

3 職員の相互人事交流及び派遣

香川県等との相互人事交流を継続し、相互協力と連携強化を図る。

4 人材育成型ジョブローテーションの実施

「高松市職員人財育成ビジョン」に基づき、若手職員を中心に、多様な職場や業務を経験させるなど、職員の意識改革や、組織の活性化を図る。

5 人事異動の基本サイクル（原則4年）の実施

人事の硬直化、停滞等による不祥事の発生を未然に防ぐ方策の一つとして、専門的知識や経験を要する所属を除き、人事異動の基本サイクルを原則4年とし、計画的な人員配置及び人材育成を図る。

II 今回の人事異動の主な内容

1 組織機構の見直し等

(1) 「政策局」及び「市民局」の新設、「市民政策局」の廃止

全庁横断的な政策立案機能及び企画調整機能の強化を図るとともに、迅速な政策決定を実行するための効果的かつ効率的な執行体制とするため、「市民政策局」から政策部門を分離して、局を再編し、より政策主導型の組織として「政策局」を新設する。

また、コミュニティ支援を始めとする地域社会の課題解決に向けた取組や施策の更なる充実と機能強化を図るため、「市民政策局」を廃止し、市民生活に直結した

組織として、「市民局」を新設する。

(2) 「広聴広報・シティプロモーション課」の新設、「広聴広報課」の廃止

国内外に向けて、効果的なシティプロモーションを展開するなど、市全体のシティプロモーションを統括し、分野横断的に推進するため、政策局内に「広聴広報・シティプロモーション課」を新設する。

また、情報発信メディアへの対応のため、総務局内の「広聴広報課」所管業務を同課へ移管し、「広聴広報課」を廃止する。

(3) 「東京事務所」の新設

東京圏における官民連携やシティプロモーションを強化する拠点として、政策課内に本市独自の「東京事務所」を新設する。

(4) 「地域活力推進室」の新設、「移住・定住促進室」の廃止

人口減少対策、関係人口の創出・拡大、離島の振興などを一体的に推進するため、「移住・定住促進室」を廃止し、政策課内に「地域活力推進室」を新設する。

(5) 「秘書課」の移管

市政情報や市の魅力を発信する広報シティプロモーション業務と秘書業務を一体的に取り組みとともに、政策局の機能強化を図るため、総務局内の「秘書課」を政策局へ移管する。

(6) 「協働コミュニティ推進課」の新設

地域コミュニティによる自主的・自立的なまちづくりを更に推進するため、「コミュニティ推進課」と「地域振興課」を統合し、「協働コミュニティ推進課」を新設する。

また、市民や市民活動団体を始めとする多様な主体との協働によるまちづくりをこれまで以上に推進するため、「男女共同参画・協働推進課」所管の市民協働業務を同課内に移管する。

なお、この統合に伴い、「地域政策部」を「地域協働部」に名称を変更する。

(7) 「人権・男女共同参画推進課」の新設

男女共同参画社会の推進、LGBTなど性的少数者への理解促進を始めとする社会を取り巻く多様性に係る課題への取組を、様々な人権課題に関する啓発活動等と併せ、総合的に推進するため、「男女共同参画・協働推進課」と「人権啓発課」を統合し、「人権・男女共同参画推進課」を新設する。

(8) 「地域共生社会推進課」の新設

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉業務と地域共生社会関連業務の連動した取組の更なる充実を図るため、「健康福祉総務課」と同課内の「地域共生社会推進室」を統合し、「地域共生社会推進課」を新設する。

(9) 「衛生センター」の廃止

衛生センターの運転維持管理業務を、令和6年度から包括的民間業務委託することに伴い、「衛生センター」を廃止する。なお、し尿関係業務は「環境業務課」に移管する。

2 女性管理職員の登用

女性職員の管理職員への登用を進めたことにより、女性管理職員は、昨年度比1人減の138人（5年度は139人）となったものの、管理職の総数の減により、割合は25.2%と過去最高となる。

なお、新たに配置される女性の課長級以上ポストは下記のとおり。

- ・ 局長級職員…○政策局長
 - 健康福祉局長
 - 健康福祉局保健所長
- ・ 次長級職員 ○保健所次長保健医療政策課長事務取扱
 - 創造都市推進局次長文化芸術振興課長事務取扱
- ・ 課長級職員…○健康福祉局地域共生社会推進課主幹
 - 健康福祉局健康づくり推進課主幹
 - 創造都市推進局美術館美術課長

3 職員の相互人事交流及び派遣

(1) 他自治体との相互人事交流

国（四国地方整備局・四国運輸局・四国厚生支局）及び香川県との相互協力の下、効果的な連携を図っていくため、相互人事交流を継続する。

（相互人事交流職員数：四国地方整備局2人、四国運輸局1人、四国厚生支局1人、香川県4人）

(2) 他の機関等に対する派遣等

- ・ 文化財保護に関する行政実務を経験させることにより、視野の拡大を図るなど、人材を育成するため、文化庁に職員1人を新たに派遣する。
- ・ 瀬戸内国際芸術祭2025の円滑な実施開催に向けて、香川県に職員3人を新たに派遣する。
- ・ 令和6年能登半島地震に係る復旧・復興に取り組むため、石川県珠洲市に職員1人を新たに派遣する。
- ・ 総合的な企画能力の向上や知識の習得等を図り、政策立案・実行ができる人材を育成するため、全国市町村国際文化研修所に職員1人を新たに派遣する。
- ・ 下水道事業の実施に必要な専門的な知識や技術を学ぶため、地方共同法人日本下水道事業団に職員2人を新たに派遣する。
- ・ 都市の行財政運営を行うことができる人材を育成するため、公益財団法人日本都市センターに職員1人を引き続き派遣する。

4 人材育成型ジョブローテーションの実施

「高松市職員人財育成ビジョン」に沿った長期的な観点から、人材の育成を図るた

め、ジョブローテーションを実施する。

具体的には、新規採用後の一定期間（概ね10年程度）に、幾つかの異なる職務を経験させ、職務遂行に関する能力や適性を自ら発見させることなどにより、職員の士気高揚と意識改革を図るとともに、組織の活性化を図る。

5 人事異動の基本サイクル（原則4年）の実施

「コンプライアンス推進施策」において、人事の硬直化、停滞が不祥事の発生につながる可能性を内包していることから、人事異動の基本サイクルを原則4年とし、計画的な人員配置及び人材育成を図る。

※ただし、市民サービスの著しい低下等が懸念される場合や異動する職場が限定される専門職等は除く。

III 組織機構の見直しについて

次のとおり、組織機構の見直しを行った。

区分	増		減		差引
局	+ 2	政策局 市民局	- 1	市民政策局	+ 1
部	-	地域協働部 ※名称変更	-	地域政策部 ※名称変更	-
課	+ 4	広聴広報・シティ ^o プロモーション課 協働コミュニティ推進課 人権・男女共同参画推進課 地域共生社会推進課	- 7	コミュニティ推進課 地域振興課 男女共同参画・協働推進課 人権啓発課 広聴広報課 健康福祉総務課 衛生センター	- 3
室	+ 1	政策課 地域活力推進室	- 2	政策課 移住・定住促進室 健康福祉総務課 地域共生社会推進室	- 1

■組織数の増減

令和 5年 4月 1日： 11局 8部 105課 23課内室
 令和 6年 4月 1日： 12局 8部 102課 22課内室

IV 人事異動の規模

(単位：人) () は前年度

区 分	異動者数		うち昇任者		うち事務取扱 ・兼務・併任	
局 長 級	1 1	(11)	6	(8)		
局次長級	2 9	(24)	1 2	(13)	6	(2)
課 長 級	5 4	(71)	1 7	(25)	2	(9)
課長補佐級	1 2 5	(113)	2 4	(33)	1 2	(10)
管理職合計	2 1 9	(219)	5 9	(79)	2 0	(21)
区 分	異動者数		うち昇任者		うち事務取扱 ・兼務・併任	
係 長 級	3 7 3	(348)	7 2	(68)	5	(5)
一般職員（事務技術 等）	3 3 6	(307)				
一般職員（保育教育 士）	6 5	(65)				
一般職員（技 能）	3 8	(33)				
再任用等職員	3 2	(74)				
新規採用職員	1 2 4	(154)				
派遣受入（内書）	2	(0)				
総 合 計	1, 1 8 7	(1,200)	1 3 0	(147)	2 5	(26)

※特別職を除く。

合計 1, 1 8 7人 対前年度比 (- 1 3)

V 異動日程

3月25日（月） 異動内示

4月 1日（月） 発令